

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にある。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいるが、具体的な労働環境の改善には至っていない。

労働時間規制を含めた実効ある体策は、猶予できない喫緊の課題である。2007年に国会で採択された請願内容の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求める。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、医療技術職員、介護職員的大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じるよう、下記事項について、国に要望する。

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること
 - ① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務時間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること
2. 安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月27日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

飯山市議会議員 渋川 芳三